

# ○長野県立自然公園条例

昭和35年7月18日条例第22号

## 改正

昭和39年7月13日条例第80号  
昭和46年7月13日条例第37号  
昭和48年3月30日条例第13号  
昭和49年3月27日条例第10号  
平成3年7月15日条例第16号  
平成11年12月20日条例第45号  
平成15年3月24日条例第31号  
平成20年10月14日条例第34号  
平成29年10月16日条例第45号  
令和元年10月17日条例第11号  
令和4年3月24日条例第18号  
令和7年3月21日条例第7号

「長野県立自然公園条例」をここに公布する。

## 長野県立自然公園条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 指定及び公園計画（第3条—第6条の2）
- 第2章の2 公園事業（第6条の3—第6条の17）
- 第3章 保護及び利用（第7条—第26条）
- 第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置（第26条の2—第26条の6）
- 第4章 風景地保護協定（第27条—第32条）
- 第5章 公園管理団体（第33条—第38条）
- 第6章 調査等及び損失補償（第39条—第42条）
- 第7章 罰則（第43条—第49条）
- 第8章 雜則（第50条・第51条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この条例は、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）の規定に基づき、長野県立自然公園の指定、保護、利用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### （用語の意義）

第2条 この条例で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 長野県立自然公園 長野県内にある優れた風景地であつて知事が次条の規定により指定したものをいう。
- (2) 公園計画 長野県立自然公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。
- (3) 公園事業 公園計画に基づいて執行する事業であつて、長野県立自然公園の保護又は利用のための施設で規則で定めるものに関するものをいう。

#### 第2章 指定及び公園計画

##### （指定）

第3条 長野県立自然公園（以下「県立自然公園」という。）は、知事が長野県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴き、区域を定めて指定する。

2 前項の規定による指定は、その旨及びその区域を告示して行うものとする。

##### （指定の解除及び区域の変更）

第4条 知事は、県立自然公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第2項の規定は、県立自然公園の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(公園計画)

第5条 公園計画は、知事が審議会の意見を聴いて決定する。

2 公園計画は、県立自然公園ごとに、当該県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図るための規制に関する事項、公園事業に関する事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 知事は、必要があると認めるときは、公園計画において、質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な事項を定めることができる。

4 知事は、公園計画を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

5 知事は、関係市町村その他関係行政機関、関係事業者、地域住民その他の関係者と連携して県立自然公園の保護とその適正な利用を推進するため、公園計画の決定に当たり、あらかじめ、当該関係者が意見を交換することその他の当該関係者の意見を公園計画に反映させるため必要な措置を講ずるものとする。

(公園計画の廃止及び変更)

第6条 知事は、公園計画を廃止し、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

2 前条第4項及び第5項の規定は、公園計画の廃止及び変更について準用する。

(協議会による公園計画の変更の提案)

第6条の2 第6条の11第1項に規定する協議会は第6条の12第1項に規定する利用拠点整備改善計画について、第26条の2第1項に規定する協議会は第26条の3第1項に規定する自然体験活動促進計画について、知事に対し、その作成のために必要な県立自然公園に関する公園計画の変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園計画の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園計画の変更をする必要ないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

第2章の2 公園事業

(公園事業の決定)

第6条の3 公園事業は、知事が決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

(協議会による公園事業の決定等の提案)

第6条の4 第6条の11第1項に規定する協議会は、知事に対し、第6条の12第1項に規定する利用拠点整備改善計画の作成のために必要な公園事業の決定又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る公園事業の素案その他規則で定める書類を添付しなければならない。

2 知事は、前項の規定による提案を踏まえた公園事業の決定又は変更をする必要ないと判断したときは、その旨及びその理由を当該提案をした協議会に通知しなければならない。

(公園事業の執行)

第6条の5 公園事業は、県が執行する。

2 国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）は、規則で定めるところにより、知事に協議して、公園事業の一部を執行することができる。

3 県及び国等以外の者は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けて、公園事業の一部を執行することができる。

4 第2項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

- (5) 公園施設の管理又は経営の方法
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。
- 6 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、国等にあつては知事に協議しなければならず、県及び国等以外の者にあつては知事の認可を受けなければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。
- 8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。
- 9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- 10 第3項又は第6項の認可には、県立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができます。

（改善命令）

第6条の6 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第6条の7 公園事業者（第6条の5第3項の認可を受けた者に限る。）が県及び国等以外の者にその公園事業の全部を譲渡する場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめその譲渡及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、譲渡人に係る公園事業者の地位を承継する。

- 2 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であつて、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が国等である場合にあつては知事に協議したとき、合併法人等が県及び国等以外の法人である場合にあつては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。
- 3 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。
- 4 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対しても第6条の5第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。
- 5 第3項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（公園事業の休廃止）

第6条の8 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

- 第6条の9 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第6条の5第3項の認可は、その効力を失う。
- 2 前項の規定により第6条の5第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、第6条の5第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。
- (1) 第6条の5第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。
  - (2) 第6条の5第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

- (3) 第6条の6の規定による命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により第6条の5第3項又は第6項の認可を受けたとき。  
(原状回復命令等)

第6条の10 知事は、第6条の5第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

- 2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

#### （県立自然公園における協議会）

第6条の11 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域内における第23条第1項に規定する集団施設地区その他の公園の利用のための拠点（以下「利用拠点」という。）となる区域（以下「利用拠点区域」という。）について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした当該利用拠点の質の向上のための整備改善に関する協議を行うための協議会を組織することができる。

- 2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

- (1) 当該市町村
- (2) 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行すると見込まれる者
- (3) 当該利用拠点区域内の施設、土地又は木竹であつて利用拠点の整備改善に関する事業（以下「利用拠点整備改善事業」という。）に係るもの的所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者
- (4) その他当該市町村が必要と認める者

- 3 当該県立自然公園の区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する協議を行う協議会が組織されていない場合にあつては、市町村に対して、第1項に規定する協議会を組織するよう要請することができる。

- 4 市町村は、第1項の規定により協議会を組織したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

- 5 当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号に掲げる者であつて第1項に規定する協議会の構成員でないものは、同項の規定により協議会を組織する市町村に対して、自己を当該協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

- 6 前項の規定による申出を受けた市町村は、正当な理由がない限り、当該申出に応じなければならない。

- 7 第1項に規定する協議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 8 第1項に規定する協議会において協議が調つた事項については、当該協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

- 9 前各項に定めるもののほか、第1項に規定する協議会の運営に関する必要な事項は、当該協議会が定める。

#### （利用拠点整備改善計画の認定）

第6条の12 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域内における利用拠点区域について、公園事業に係る施設の整備改善を中心とした利用拠点の質の向上のための整備改善に関する計画（以下「利用拠点整備改善計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村

及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 利用拠点整備改善計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 利用拠点整備改善計画の区域（次号及び第4項第2号において「計画区域」という。）
- (2) 計画区域における利用拠点の質の向上のための整備改善に関する基本的な方針
- (3) 利用拠点整備改善計画の目標
- (4) 前号の目標を達成するために行う利用拠点整備改善事業の内容、実施主体及び実施時期
- (5) 第6条の5第2項の協議又は同条第3項の認可を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項
- (6) 第6条の5第6項の協議若しくは認可又は同条第9項の規定による届出を要する利用拠点整備改善事業にあつては、同条第4項各号に掲げる事項のうち変更に係るもの
- (7) 計画期間
- (8) その他規則で定める事項

3 利用拠点整備改善計画は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に適合するものでなければならない。

4 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る利用拠点整備改善計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- (1) 公園計画に照らして適切なものであること。
- (2) 当該利用拠点整備改善計画の実施が計画区域における利用拠点の質の向上に寄与するものであると認められること。
- (3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

5 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

6 知事は、第4項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る利用拠点整備改善計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更）

第6条の13 前条第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画の変更をしようとするときは、第6条の11第1項に規定する協議会において当該変更に係る利用拠点整備改善計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第4項の認定（前項の変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第4項から第6項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

（認定の取消し）

第6条の14 知事は、第6条の12第4項の認定を受けた利用拠点整備改善計画（変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定利用拠点整備改善計画」という。）が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。（公園事業に関する特例）

第6条の15 利用拠点整備改善事業を実施しようとする者が、その利用拠点整備改善計画について第6条の12第4項の認定を受けたときは、認定利用拠点整備改善計画に記載された利用拠点整備改善事業のうち、第6条の5第2項若しくは第6項の協議をし、同条第3項若しくは第6項の認可を受け、又は同条第9項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により協議をし、認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第6条の16 知事は、第6条の5第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問

させることができる。

- 2 知事は、第6条の12第4項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、認定利用拠点整備改善計画の実施状況その他必要な事項に關し報告を求め、又はその職員に、認定利用拠点整備改善計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定利用拠点整備改善計画に係る建物、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（公園事業の執行に要する費用）

第6条の17 公園事業の執行に要する費用は、その公園事業を執行する者の負担とする。

- 2 前項の規定は、公園事業のうち、道路法による道路に係る事業及び他の法令等にその執行に要する費用に關して別段の規定があるその他の事業については、適用しない。

### 第3章 保護及び利用

（特別地域の指定）

第7条 知事は、県立自然公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域内に特別地域を指定することができる。

- 2 第3条第2項の規定は、特別地域の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。（特別地域内の行為の許可）

第8条 特別地域内において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならぬ。ただし、当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為（第5号に掲げる行為を除く。）若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第7号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は非常災害のために必要な応急処置として行う行為については、この限りでない。

- (1) 工作物を新築し、改築し、又は増築する行為
- (2) 木竹を伐採する行為
- (3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為
- (4) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為
- (5) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出する行為
- (6) 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示する行為
- (7) 屋外において土石その他の知事が指定する物を集積し、又は貯蔵する行為
- (8) 水面を埋め立て、又は干拓する行為
- (9) 土地を開墾し、その他土地の形状を変更する行為
- (10) 高山植物その他の植物で規則で定めるものを採取し、又は損傷する行為
- (11) 山岳に生息する動物その他の動物で規則で定めるもの（以下この号において「指定動物」という。）を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷する行為
- (12) 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更する行為
- (13) 湿原その他これに類する地域のうち知事が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入る行為
- (14) 道路、広場、田、畠、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させる行為
- (15) 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

- 2 特別地域内において木竹を植栽し、又は家畜を放牧しようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

（特別地域の指定された場合の行為の届出等）

第9条 特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際当該特別地域内において前条第1項各号に掲げる行為（同項第5号に掲げる行為を除く。）に着手している者又は同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際同号に規定する区域内において同号に掲げる行為に着手している者若しくは同項第7号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為に着手している者は、その指定又は区域の拡張の日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

2 特別地域内において非常災害のために必要な応急処置として前条第1項各号に掲げる行為をした者は、その行為をした日から起算して14日以内に、知事にその旨を届け出なければならない。  
(適用除外)

第10条 次に掲げる行為については、第8条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業（認定利用拠点整備改善計画に係る利用拠点整備改善事業をいう。次条第3項第3号及び第22条第1号において同じ。）として行う行為
- (2) 認定自然体験活動促進事業（第26条の5第1項に規定する認定自然体験活動促進計画に係る第26条の2第2項第2号に規定する自然体験活動促進事業をいう。次条第3項第4号及び第22条第2号において同じ。）として行う行為
- (3) 第27条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの

(利用調整地区)

第11条 知事は、県立自然公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 第3条第2項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

3 何人も、知事が定める期間内は、次条第1項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区的区域内に立ち入つてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第8条第1項の許可を受けた行為（法第79条第2項の規定により例によることとされる法第68条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。）又は第8条第2項若しくは第9条第1項の届出をした行為（法第79条第2項の規定により例によることとされる法第68条第3項の規定による通知に係る行為を含む。）を行うために立ち入る場合
- (2) 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合
- (3) 公園事業を執行するため、又は認定利用拠点整備改善事業を行うために立ち入る場合
- (4) 認定自然体験活動促進事業を行うために立ち入る場合
- (5) 第27条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合
- (6) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるものを行うために立ち入る場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

第12条 県立自然公園の利用者は、利用調整地区的区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。

(1) 県立自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。  
(2) 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。

2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。

3 知事は、第1項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

4 知事は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。

5 第1項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。

6 第1項の認定を受けた者は、当該利用調整地区的区域内に立ち入るときは、第4項の立入認定証を携帯しなければならない。

(指定認定機関)

第13条 知事は、県立自然公園について、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定（以下この条から第17条までにおいて「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

（1）未成年者

（2）心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者

（3）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（4）拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは長野県自然環境保全条例（昭和46年長野県条例第35号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者

（5）第17条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者

（6）法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。

5 知事は、指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第1項から第5項までの規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

（指定の基準）

第14条 知事は、前条第2項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がない、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

（1）職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。

（2）前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

（3）認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

（4）前3号に定めるものほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定認定機関の遵守事項）

第15条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）知事の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならぬ。

4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第4項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は知事が第17条第2項若しくは第3項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事

項は、規則で定める。

（秘密保持義務等）

第16条 指定認定機関（その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。）及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（指定認定機関に対する監督命令等）

第17条 知事は、第12条から次条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係事務に関し監督上必要な命令をすることができる。

2 知事は、指定認定機関が第13条第3項各号（第5号を除く。）のいずれかに該当するに至つときは、指定を取り消さなければならない。

3 知事は、指定認定機関が第15条の規定に違反したとき、同条第1項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第1項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。

4 第13条第5項の規定は、前2項の規定による指定の取消しについて準用する。

（報告徴収及び立入検査）

第18条 知事は、第12条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（条件）

第19条 第8条第1項及び第11条第3項第7号の許可には、県立自然公園の風致又は景観を保護するために必要な限度において、条件を付することができる。

（普通地域内の行為の届出）

第20条 県立自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域（以下「普通地域」という。）内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

（1） その規模が、規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する行為（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）

（2） 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為

（3） 広告物その他これに類する物を掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類する物を工作物等に表示する行為

（4） 水面を埋め立て、又は干拓する行為

（5） 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為

（6） 土地の形状を変更する行為

2 前項の届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

3 知事は、当該県立自然公園の風致の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

（普通地域内の行為の禁止等）

第21条 知事は、県立自然公園の風致を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前条各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風致を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な処置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の処分は、前条の届出をしたものに対しては、その届出があつた日から起算して30日以内に限り、することができる。

3 知事は、前条の届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、又は前項の期間内に第1項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に前条の届出をした者に対し、

その旨及び延長する理由を通知しなければならない。

(適用除外)

第22条 前2条の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- (1) 公園事業の執行又は認定利用拠点整備改善事業として行う行為
- (2) 認定自然体験活動促進事業として行う行為
- (3) 第27条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従つて行うもの
- (4) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、規則で定めるもの
- (5) 県立自然公園が指定され、又はその区域が拡張された際に着手している行為
- (6) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(集団施設地区)

第23条 知事は、県立自然公園の利用のための施設を集団的に整備するため、公園計画に基づいて、その区域内に集団施設地区を指定することができる。

2 第3条第2項の規定は、集団施設地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。

(利用のための規制)

第24条 何人も、県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 当該県立自然公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物若しくは廃物を捨て、又は放置する行為
- (2) 著しく悪臭を発散させ、拡声機、ラジオ等により著しく騒音を発し、展望所、休憩所等をほしいままに占拠し、嫌悪の情を醸させせるような仕方で客引きをし、その他当該県立自然公園の利用者に著しく迷惑をかける行為
- (3) 野生動物（鳥類又は哺乳類に属するものに限る。以下この号において同じ。）に餌を与えることその他の野生動物の生態に影響を及ぼす行為で規則で定めるものであつて、当該県立自然公園の利用に支障を及ぼすおそれのあるもの

2 県の当該職員は、特別地域又は集団施設地区内において前項第2号又は第3号に掲げる行為をしている者があるときは、その行為をやめるべきことを指示することができる。

(清潔の保持)

第25条 知事は、県立自然公園内の道路、広場、キャンプ場、スキー場その他の公共の場所について、清潔の保持のため必要があると認めるときは、当該公共の場所の管理者と協力して、清潔の保持に努めるものとする。

(中止命令等)

第26条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第8条第1項若しくは第11条第3項の規定、第19条の規定により許可に付せられた条件又は第21条第1項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代るべき必要な処置をとるべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置（以下この条において「原状回復等」という。）を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

第3章の2 質の高い自然体験活動の促進のための措置

(協議会)

第26条の2 県立自然公園の区域をその区域に含む市町村は、単独で又は共同して、当該県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関し必要な協議を行うための協議会を組織する

ことができる。

2 前項に規定する協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 当該市町村

(2) 当該県立自然公園の区域内において自然体験活動の促進に関する事業（以下「自然体験活動促進事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者

(3) 当該市町村の区域内の施設、土地又は木竹であつて自然体験活動促進事業に係るものの所有者、使用及び収益を目的とする権利を有する者又は管理者

(4) その他当該市町村が必要と認める者

3 第6条の11第3項から第9項までの規定は、第1項に規定する協議会について準用する。この場合において、同条第3項中「公園事業を執行し、又は執行しようとする者は、当該公園事業に係る施設の整備改善を含む地域における利用拠点の質の向上のための整備改善」とあるのは「自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者は、当該自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする地域における質の高い自然体験活動の促進」と、同条第4項中「第1項」とあるのは「第26条の2第1項」と、同条第5項中「当該利用拠点区域内において公園事業を執行し、又は執行しようとする者及び第2項第3号」とあるのは「当該県立自然公園の区域内において自然体験活動促進事業を実施し、又は実施しようとする者及び第26条の2第2項第3号」と読み替えるものとする。

（自然体験活動促進計画の認定）

第26条の3 前条第1項に規定する協議会において、公園計画に基づき、規則で定めるところにより、当該協議会の構成員である市町村の区域内の県立自然公園の区域について、質の高い自然体験活動の促進に関する計画（以下「自然体験活動促進計画」という。）を作成したときは、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を申請することができる。

2 自然体験活動促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 自然体験活動促進計画の区域（次号及び次項第2号において「計画区域」という。）

(2) 計画区域における質の高い自然体験活動の促進に関する基本的な方針

(3) 自然体験活動促進計画の目標

(4) 前号の目標を達成するために行う自然体験活動促進事業の内容及び実施主体

(5) 計画期間

(6) その他規則で定める事項

3 知事は、第1項の規定による認定の申請があつた場合において、当該申請に係る自然体験活動促進計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 公園計画に照らして適切なものであること。

(2) 当該自然体験活動促進計画の実施が計画区域における質の高い自然体験活動の促進に寄与するものであると認められること。

(3) 当該県立自然公園の保護に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(4) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 知事は、当該県立自然公園の保護又は利用のため必要があると認めるときは、その必要な限度において、前項の認定に条件を付し、及びこれを変更することができる。

5 知事は、第3項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、当該認定に係る自然体験活動促進計画の概要を公表しなければならない。

（認定を受けた自然体験活動促進計画の変更）

第26条の4 前条第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画の変更をしようとするときは、第26条の2第1項に規定する協議会において当該変更に係る自然体験活動促進計画を作成し、当該協議会の構成員である市町村及び当該自然体験活動促進計画に記載された自然体験活動促進事業を実施しようとする者は、共同で、知事の認定を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第3項の認定（前項の変更の認定を含む。次条第1項及び第26条の6において同じ。）を受けた者は、前項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

3 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の変更の認定について準用する。

(認定の取消し)

第26条の5 知事は、第26条の3第3項の認定を受けた自然体験活動促進計画(変更があつたときは、その変更後のもの。次条第1項において「認定自然体験活動促進計画」という。)が第26条の3第3項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公表するものとする。  
(報告徴収及び立入検査)

第26条の6 知事は、第26条の3第3項の認定を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、認定自然体験活動促進計画の実施状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、認定自然体験活動促進計画に係る土地若しくは建物内に立ち入り、認定自然体験活動促進計画に係る工作物、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

#### 第4章 風景地保護協定

(風景地保護協定の締結等)

第27条 県若しくは市町村又は第33条第1項の規定により指定された公園管理団体で第34条第1項第1号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、県立自然公園内の自然の風景地の保護のため必要があると認めるときは、当該公園の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」という。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。

(1) 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)

(2) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項

(3) 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項

(4) 風景地保護協定の有効期間

(5) 風景地保護協定に違反した場合の措置

2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。

3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。

(2) 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。

(3) 第1項各号に掲げる事項について規則で定める基準に適合すること。

4 市町村が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、同意を得なければならない。

5 第1項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、知事の認可を受けなければならない。

(風景地保護協定の縦覧等)

第28条 県又は市町村は、風景地保護協定を締結しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から2週間関係者の縦覧に供さなければならない。知事が前条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請を受けたときも、同様とする。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、当該公告をした県若しくは市町村又は知事に意見書を提出することができる。

(風景地保護協定の認可)

第29条 知事は、第27条第5項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

(1) 申請手続が法令に違反しないこと。

(2) 風景地保護協定の内容が、第27条第3項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第30条 県又は市町村は、風景地保護協定を締結したときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域で

ある旨を当該区域内に明示しなければならない。知事が前条の認可をしたときも、同様とする。

(風景地保護協定の変更)

第31条 第27条第2項から第5項まで及び前3条の規定は、風景地保護協定において定めた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第32条 第30条(前条において準用する場合を含む。)の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

## 第5章 公園管理団体

(指定)

第33条 知事は、県立自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人その他規則で定める法人であつて、次条第1項各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地を告示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。  
(業務)

第34条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。

(2) 県立自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 公園管理団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

(1) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

(2) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に關し必要な助言及び指導を行うこと。

(3) 県立自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

(4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第35条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第1項第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第36条 知事は、公園管理団体の業務の運営に關し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第37条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(情報の提供等)

第38条 県は、公園管理団体に対し、その業務の実施に關し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

## 第6章 調査等及び損失補償

(報告の徴収及び立入検査)

第39条 知事は、県立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第8条第1項若しくは第11条第3項第7号の規定による許可を受けた者又は第21条第1項の規定により行為を制限され、若しくは必要な処置を執るべき旨を命ぜられた者に対して、当該行為の実施状況その他必要な事項に

ついて、報告を求めることができる。

- 2 知事は、第8条第1項、第11条第3項第7号、第21条第1項又は第26条第1項の規定による処分をするために必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員をして、県立自然公園の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、第8条第1項各号、第11条第3項第7号若しくは第20条第1項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、又はこれらの行為の風致に及ぼす影響を調査させることができる。

(実地調査)

第40条 知事は、法令に特別の定めのあるものほか、県立自然公園の指定、公園計画の決定又は公園事業の決定若しくは執行に関し実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入り、標識を設置させ、測量させ、又は実地調査の障害となる木竹、垣、さく等を伐採させ、若しくは除去させることができる。

- 2 知事は、当該職員をして前項の規定による行為をさせようとするときは、あらかじめ土地の所有者（所有者の住所が明らかでないときは、その占有者。以下この条において同じ。）及び占有者並びに木竹、垣、さく等の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 3 第1項の職員は、日出前及び日没後においては、宅地、垣、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならない。
- 4 土地の所有者若しくは占有者又は木竹、垣、さく等の所有者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げてはならない。

(職員等の身分の証明)

第41条 第6条の16、第18条、第24条第2項、第26条の6、第39条第2項及び前条第1項の職員並びに第6条の10第2項及び第26条第2項に規定する原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(損失補償)

第42条 法第77条に規定する補償を受けようとする者は、知事にこれを請求しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、補償すべき金額を決定し、当該請求者にこれを通知しなければならない。

第7章 罰則

(罰則)

第43条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条の10第1項又は第26条第1項の規定による命令に違反したとき。  
(2) 第8条第1項の規定に違反したとき。

第44条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条の5第3項の認可を受けた者が、同条第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更したとき。  
(2) 第6条の5第10項の規定により認可に付された条件に違反したとき。  
(3) 第11条第3項の規定に違反したとき。  
(4) 偽りその他不正の手段により第12条第1項の認定を受けたとき。  
(5) 第19条の規定により許可に付された条件に違反したとき。

第45条 第16条第1項の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 第6条の6、第21条第1項又は第36条の規定による命令に違反したときは、当該違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

第47条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条の16第1項若しくは第2項、第18条又は第26条の6の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。  
(2) 偽りその他不正の手段により第12条第5項の立入認定証の再交付を受けたとき。  
(3) 第15条第4項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止したとき。

- (4) 第20条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。
- (5) 第20条第2項の規定に違反したとき。
- (6) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、みだりに第24条第1項第1号に掲げる行為をしたとき。
- (7) 県立自然公園の特別地域又は集団施設地区内において、第24条第2項の規定による当該職員の指示に従わないで、みだりに同条第1項第2号又は第3号に掲げる行為をしたとき。
- (8) 第39条第1項の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。
- (9) 第39条第2項の規定による立入検査又は立入調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (10) 第40条第4項の規定に違反して、同条第1項の規定による立入り又は標識の設置その他の行為を拒み、又は妨げたとき。

第48条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関する第43条、第44条、第46条又は前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第6条の5第3項の認可を受けた者が、同条第9項、第6条の8又は第6条の9第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (2) 第12条第6項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入ったとき。

## 第8章 雜則

### (利用の増進のための情報の提供等)

第50条 県は、県立自然公園の利用の増進に資するため、国内外における県立自然公園に関する情報の提供及び普及宣伝を行うように努めるものとする。

### (補則)

第51条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、昭和35年10月1日から施行する。  
(長野県立公園条例の廃止)
- 2 長野県立公園条例（昭和25年長野県条例第12号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。  
(経過規定)
- 3 この条例施行の際、現に旧条例第2条の規定により指定されている長野県立公園及びその区域は、それぞれこの条例の規定に基づく県立自然公園とみなし、その区域は、それぞれこの条例の規定に基づく県立自然公園の区域とみなす。
- 4 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づいて決定されている公園計画は、この条例の規定に基づいて決定された公園計画とみなす。
- 5 この条例の施行の際、現に旧条例の規定に基づいて指定されている特別地域は、この条例の規定に基づいて指定された特別地域とみなす。
- 6 この条例の施行前に旧条例の規定に基づいてなされた許可、申請その他の行為は、この条例の相当規定に基づいてなされたものとみなす。
- 7 旧条例の規定に基づいて許可その他の手続を要しなかつた行為で、この条例の規定に基づいて新たに許可、届出その他の手続を要することとなつたもの又は旧条例の規定に基づいて届出をもつて足りた行為でこの条例の規定に基づいて新たに許可その他の処分を要することとなつたもののうち、この条例施行の際現に着手しているものについては、この条例の規定に基づく処分若しくは手続を要せず、又は従前の例による届出をもつて足りる。
- 8 この条例施行前にした行為に対する旧条例の罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例施行前にした行為に対する旧条例の損失の補償の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則（昭和39年7月13日条例第80号）

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過処置)

2 この条例施行の際、現にこの条例による改正前の長野県立自然公園条例第5条第3項又は第9条第2項の規定により長野県立自然公園審議会の委員又は幹事に任命されている者は、この条例による改正後の長野県立自然公園条例第5条第3項又は第9条第2項の規定により長野県自然公園審議会の委員又は幹事に任命されたものとみなし、その委員の任期の起算日は、昭和37年10月1日とする。

（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

3 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3中「県立自然公園審議会の委員」を「自然公園審議会の委員」に改める。

（特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正）

4 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1中「県立自然公園審議会の委員」を「自然公園審議会の委員」に改める。

附 則（昭和46年7月13日条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条から第32条までの改正規定は、昭和46年8月1日から施行する。

（経過処置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年3月30日条例第13号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月27日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和49年5月1日から施行する。

（経過処置）

2 この条例による改正前の長野県立自然公園条例（以下「改正前の条例」という。）第18条の規定による届出を要しなかつた行為で、この条例による改正後の長野県立自然公園条例（以下「改正後の条例」という。）第18条第1項の規定による届出を要することとなつたもののうち、この条例の施行の際現に着手しているものについては、改正後の条例第18条第1項及び第19条第1項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第18条の規定による届出をしている行為については、改正後の条例第18条第2項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成3年7月15日条例第16号）

この条例は、平成4年1月1日から施行する。

附 則（平成11年12月20日条例第45号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第31号）

この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成20年10月14日条例第34号）

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成29年10月16日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月17日条例第11号）

（施行期日）

1 この条例中、第6条並びに次項及び附則第3項の規定は公布の日から、第1条から第5条までの規定は令和元年12月14日から施行する。

（行政庁の行為等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の条例又はこれに基づく規則の規定（欠格条項

その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月24日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第24条第1項の改正規定（同項に1号を加える部分に限る。）、同条第2項の改正規定、第43条に各号を加える改正規定（第2号に係る部分に限る。）、第44条第3号の改正規定（「第8条第1項又は」を削る部分に限る。）及び第47条第8号の改正規定（「同条第1項第2号」の次に「又は第3号」を加える部分に限る。）並びに次項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月21日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。